



工事中の防火管理業務を 適正に行いましょう。

平成30年7月26日に東京都多摩市で発生した新築の工事中の建築火災では、死者5名、負傷者43名（平成30年8月24日現在）の被害が発生しています。

工事中の防火管理業務

1 出火防止対策

- 溶接や溶断作業時は、周囲の可燃物を除去し、不燃性のシート等で遮へい及び消火器等の消火準備をしましょう。
- 溶接や溶断作業場周辺の点検や作業中の監視を行いましょう。
- 危険物等の近くで、火気の使用を禁止しましょう。
- 喫煙管理を行いましょう。
- 工事資機材等の整理整頓や、工事現場の巡回を行い、防火されにくい環境を作りましょう。

2 危険物等の管理

塗料、シンナー等の危険物等は、定められた保管方法を行い、管理を徹底しましょう。
また、現場には必要最小限の量を持ち込むようにしましょう。

3 延焼拡大の防止

防火戸や防火シャッターの閉鎖障害となる場所、避難通路には、資材等を置かないようにしましょう。

4 消防用設備等について

- スプリンクラー設備等が作動停止中の場合は、消火器を増強し、巡回を強化しましょう。
- 誘導灯や自動火災報知設備が使用不能となる場合は、仮配線により機能を確保しましょう。
- 使用不能となる避難階段がある場合は、他の階段を使用することを工事作業員等全員に周知しましょう。

5 教育・訓練の徹底

工事中の順守事項や任務分担を決め、終業時に周知徹底しましょう。
また、消火器等は全員が使用できるようにするとともに、定期的な訓練も実施しましょう。

工事中の消防計画について

一定規模以上の**新築工事**では、管理権原者が防火管理者を選任し、選任された**防火管理者が工事中の消防計画を作成**し、管轄消防署に届け出ることが義務付けられています。

<防火管理者を選任しなければならない建築物>

外壁及び床又は屋根を有する部分が次のア、イ、ウに定める規模以上である建築物であって、電気工事等の工事中的のもののうち収容人員（1日の最大時の工事従業者の数）が50人以上のもの。

- ア 地階を除く階数が1以上で、かつ、延べ面積が10,000m²以上
- イ 延べ面積が50,000m²以上
- ウ 地階の床面積の合計が5,000m²以上

<消防計画に定める内容>

- ア 自衛消防の組織に関する事。
- イ 消火器等の点検及び整備に関する事。
- ウ 避難経路の維持管理及びその案内に関する事。
- エ 火気の使用又は取扱いの監督に関する事。
- オ 工事中に使用する危険物等の管理に関する事。
- カ 防火上必要な教育に関する事。
- キ 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事。
- ク 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事。
- ケ 防火管理についての消防機関との連絡に関する事。
- コ その他防火管理に関し必要な事項。

鶴見消防署	503-0119	神奈川消防署	316-0119	西消防署	313-0119
中消防署	251-0119	南消防署	253-0119	港南消防署	844-0119
保土ヶ谷消防署	334-6696	旭消防署	951-0119	磯子消防署	753-0119
金沢消防署	781-0119	港北消防署	546-0119	緑消防署	932-0119
青葉消防署	974-0119	都筑消防署	945-0119	戸塚消防署	881-0119
栄消防署	892-0119	泉消防署	801-0119	瀬谷消防署	362-0119

ご不明な点やご相談は、
最寄りの消防署予防課までお問い合わせください。

平成30年7月発行
〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
横浜市消防局指導課 電話:045-334-6408